

応急手当普及員講習のご案内

白浜町消防本部では、「応急手当普及員講習」を開催します。

応急手当普及員とは？

応急手当普及員とは、自らが所属する事業所等の従業員や防災組織等の構成員などに対して、心肺蘇生法や AED の使い方（普通救命講習など応急手当の講習）を指導できる認定資格です。

8 時間の講習を 3 日間受講し、修了した方は白浜町消防本部消防長から認定を受け、応急手当普及員となります。

応急手当普及員の有効期限は、資格認定日から 3 年です。再講習を受講することにより、資格が更新されます。

講習内容

項 目	内 容	時間（分）	
基礎的な知識と技能	・ 基礎知識（講義）	120	540
	・ 救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	・ その他の応急手当の基礎実技	180	
指導内容	・ 基礎医学、資機材の取扱要領、指導技法	300	780
	・ 救命に必要な応急手当の指導要領	360	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		
	心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）		
	・ 各種手当の組み合わせ、応用の指導要領	120	
効果測定、指導内容に関する質疑への対応		120	

合計時間	1,440
------	-------

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当普及員認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者に関する知識のことです。
- ・「基礎医学」とは、解剖、生理学、感染防止の知識のことです。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）のことです。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法のことです。

応急手当普及員を取得すると・・・

職場や組織内において、従業員や構成員に対して救命講習など応急手当の普及啓発活動を行うことができます。職場等の都合に合わせて自由な時間で講習会を設定することが可能です。一定のレベルに達した方には、応急手当普及員の発行する「普通救命講習修了証」を交付することができます。

応急手当普及員が救命講習を行う際には、消防職員の派遣や消防署から必要な資器材等を貸し出すなど、可能な範囲でサポートします。

講習日時

令和8年10月30日（金）～令和8年11月1日（日）

8時30分～17時30分 （8時間×3日間）

講習会場

白浜町消防本部 〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 2927-259

受講資格

白浜町、すさみ町に居住又は勤務する満18歳以上の方を対象とします。

定員

20名程度（先着順）

※定員になり次第、募集を締め切ります。

講習会費

講習に伴う受講料は無料です。

ただし、下記のテキストを各自で準備して、講習会当日に持参してください。

応急手当普及員講習テキスト（ガイドライン 2020 対応）

発行：東京法令出版

申込方法

お申し込み、お問い合わせは下記までご連絡ください。

白浜消防署 0739-43-0119

日置川消防署 0739-52-3061

すさみ消防署 0739-55-2237



申込期限

令和8年10月23日（金）17時15分

※災害等の発生状況により、中止または延期となる場合がございますので、ご注意ください。